

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院の組織）</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 （略）</p> <p>診療部 内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 <u>脳神経内科</u>(又は神経内科) <u>心療内科</u> 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 <u>皮膚科</u> <u>泌尿器科</u> 産婦人科（又は婦人科） 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部 内科 <u>脳神経内科</u> 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部 研究部～緩和ケアセンター （略） <u>がんゲノム医療センター</u> がん予防総合センター</p>	<p>（病院の組織）</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 （略）</p> <p>診療部 内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 <u>気管食道科</u> <u>神経科</u>(又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 <u>皮膚泌尿器科</u>(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科（又は婦人科） 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 <u>レクリエーション療法科</u> 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部 内科 <u>神経内科</u> 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部 研究部～緩和ケアセンター （略） がん予防総合センター</p>

(分掌事務)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。

臨床部～緩和ケアセンター (略)

がんゲノム医療センター

(1) 遺伝子パネル検査に関する事項

(2) 遺伝カウンセリングに関する事項

(3) がんゲノム医療中核拠点病院との連携に関する事項

(4) がんゲノム医療に係る相談支援に関する事項

(5) その他がんゲノム医療に関する事項

がん予防総合センター (略)

5～8 (略)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

臨床部～緩和ケアセンター (略)

がんゲノム医療センター がんゲノム医療センター長 副看護師長

がん予防総合センター (略)

3～7 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター、緩和ケアセンター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。

臨床部～緩和ケアセンター (略)

がん予防総合センター (略)

5～8 (略)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

臨床部～緩和ケアセンター (略)

がん予防総合センター (略)

3～7 (略)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。